

(公印省略)

薬務第1221号  
令和6年1月15日

公益社団法人  
大分県薬剤師会長 殿

大分県福祉保健部薬務室長

令和5年度薬局機能情報の報告について（依頼）

薬務行政の推進については、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについては、医薬品医療機器等法第8条の2及び医薬品医療機器等法施行細則第5条の2規定に基づき、前年の12月31日時点の薬局機能情報を薬局開設者が報告することとされております。

なお、薬局機能情報提供制度については全国統一システムへ移行し、令和6年1月からは、新たにG-MIS（ジームス：医療機関等情報支援システム）を利用して報告を行いますのでご注意ください。

つきましては、貴会員に対して下記のとおり報告するよう、周知徹底をお願いします。

記

**1 報告期間**

令和6年1月17日（水）～令和6年3月31日（日）

**2 報告方法**

①「厚生労働省G-MIS」にアクセス

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

②各薬局のユーザ名（ログインID）とパスワードでログインする。

※ユーザ名（ログインID）は令和5年11月にG-MIS事務局から各薬局の登録メールアドレス宛に送付されています。

③「薬局機能情報提供制度」ボタンをクリックし、画面の「定期報告」ボタンから定期報告の入力を行う。

### 3 留意事項

①従来システムの「おおいた医療情報ほっとネット」から令和5年6月30日時点のデータをG-MISに移行しています。全項目の内容を確認した上で、令和5年12月31日時点の情報を報告してください。

②報告にあたっては、G-MIS 操作マニュアル及び報告事項説明資料をご確認ください。各種資料は、薬務室ホームページ「薬局機能情報提供制度について」及びG-MIS ホーム画面のマニュアルに掲載しています。

### 4 その他

G-MIS 事務局からのメールが確認できない等、G-MIS へのログインができない場合には、下記担当あてご連絡ください。なお、G-MIS による報告が難しい薬局については別途個別に案内を行います。

薬務室  
担当：長岡  
電話：097-506-2650